

令和6年度  
小学校A I ドリル教材及び授業支援ソフトウェア  
調達仕様書

那須塩原市

## 1 目的

創造性を育む学びを実現する「G I G Aスクール構想」や学習の基盤となる資質・能力の一つとして情報活用能力が重要視されている学習指導要領の趣旨を踏まえ、小・中・義務教育学校においてオンラインドリル教材等を活用した学習が進められている。

本市における更なる学びの充実と学力向上を図るため、A I ドリル教材及び授業支援ソフト（以下「学習用クラウドサービス」という。）を更新し、その活用に向けた教員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を行う。

## 2 件名

令和6年度小学校A I ドリル教材及び授業支援ソフトウェア調達

## 3 履行場所

那須塩原市立小学校（17校）及び義務教育学校（2校）

※詳細は、別紙（資料1「対象学校一覧」）を参照。

## 4 履行期間

- ・構築期間：契約日の翌日から令和6年8月31日まで
- ・利用期間：令和6年9月1日から令和9年8月31日まで（36か月分）

## 5 導入環境

### 5.1 利用者

次の者が利用できるライセンスを提供すること。

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| ・那須塩原市立小学校及び義務教育学校（前期課程）の児童 | 5, 880人 |
| ・那須塩原市立小学校及び義務教育学校（前期課程）の教員 | 495人    |
| ・那須塩原市教育委員会事務局職員            | 5人      |
| 計                           | 6, 380人 |

### 5.2 利用場所

本市立小学校及び義務教育学校での利用のほか、児童の自宅、児童生徒サポートセンター所管施設、本市教育委員会事務局等での利用を想定している。

### 5.3 前提条件

本件で調達する学習用クラウドサービスの利用に当たり、前提となる条件は次のとおりである。

#### (1) 利用端末

Windows10又は11、ChromeOS、iPadOSのいずれのOS、Google Chrome、Microsoft Edge、Safariのいずれのブラウザでも動作すること。

なお、本市の整備端末（主な利用端末）は次のとおりであるが、児童の自宅等においてその他の端末での利用も想定される。なお、学習者用タブレット及び校務用パソコンは、履行期間中（令和7年度または令和8年度）に更新予定である。

##### ① 学習者用タブレット

ア OS : Chrome OS

※Lenovo 10e Chromebook Tablet 又はLenovo Duet Chromebook Education

イ ブラウザ : Google Chrome

※学習者用タブレットは、Google 管理コンソールにて管理している。

##### ② 校務用パソコン

ア OS : Window10 64bit

イ ブラウザ : Google Chrome 又は Microsoft Edge

**(3) 電子黒板用パソコン**

- ア OS : Window10 64bit  
イ ブラウザ : Google Chrome 又は Microsoft Edge

**(2) 提示装置**

**① 60型電子黒板（普通教室用）**

- ア メーカー : エルモ  
イ 数量 : 46台

**② 70型電子黒板（特別教室用）**

- ア メーカー : エルモ  
イ 数量 : 74台

**(3) ネットワーク環境**

本市立学校のネットワークは、学習者用タブレット及び電子黒板用パソコンが接続する学習系ネットワークと校務用パソコンが接続する校務系ネットワークに物理的に分離されている。

**① 学習系ネットワーク**

学校個別インターネット接続（ローカルブレイクアウト方式）を採用しており、1 Gbps のベストエフォート方式の光回線でインターネットにアクセスしている。

**② 校務系ネットワーク**

那須塩原市役所西那須野庁舎を経由するセンター方式を採用している。なお、各学校と西那須野庁舎は地域イントラネット（市が整備している専用線 1 Gbps）を通過し、西那須野庁舎から 1 Gbps のベストエフォート方式の光回線でインターネットにアクセスしている。

**5.4 採択教科書**

別紙（資料2「採択教科書一覧」）のとおり

**6 履行内容**

**6.1 学習用クラウドサービスの提供**

**(1) A I ドリル教材機能要件**

別紙（令和6年度小学校A I ドリル教材及び授業支援ソフトウェア調達公募型プロポーザル実施要領 様式第3号「機能要件一覧表兼調査票」）のとおり

**(2) 授業支援ソフトウェア機能要件**

別紙（令和6年度小学校A I ドリル教材及び授業支援ソフトウェア調達公募型プロポーザル実施要領 様式第3号「機能要件一覧表兼調査票」）のとおり

**(3) 共通機能要件**

学習用クラウドサービスの共通機能要件は次のとおりである。

- ・ASP版（クラウドサービス）で提供され、インターネットでアクセス可能であり、メンテナンスを除き365日利用できること。
- ・Google Workspaceにログインすることで、シングル・サインオンできること。
- ・日本語に対応したユーザーインターフェースを備えていること。
- ・インターネットを経由する全ての通信に対し、SSL/TLSによる暗号化を行っていること。

## 6.2 学習用クラウドサービスの利用支援（教員研修及び資料提供）

### (1) 教員研修

利用開始に当たって、教員が円滑に学習用クラウドサービスを活用できるよう操作説明研修会（導入時研修会）を3回以上実施すること。また、導入後においても、教員の利用促進を図るための活用研修会（導入後研修会）を年2回以上実施すること。開催は学校ごとの個別研修ではなく、市が指定する場所における集合研修を想定している。開催時期や内容等は本市に提案し、協議の上、決定すること。

### (2) 資料提供

#### ① 基本的な操作方法や機能

提供サービスの基本的な操作方法や機能についてのマニュアルを提供すること。また、操作画面や機能ごとの動画やチラシなど、教員が確認しやすい体裁の資料を提供すること。

#### ② 具体的な活用事例や効果的な活用方法

授業や家庭学習等での具体的な活用事例や、各種機能の効果的な活用方法に係る動画や資料を本市に提案し、その内容を協議の上、提供すること。

## 6.3 学習用クラウドサービスの問合せ対応（電話及びメール等）

### (1) 対応内容

クラウドサービスの利用、トラブル等に係る次の問合せに対応すること。

① 教員、教育委員会事務局職員及び本市が別途契約している「那須塩原市GIGAスクール運営支援センター」の受託者からのクラウドサービス利用に係る問合せに対応すること。

なお、児童の自宅等での利用時における保護者からの問合せについては、問合せ対応の対象外とする。

② トラブル発生時は、本市、本市が別途契約している「那須塩原市GIGAスクール運営支援センター」の受託者及び学校ネットワークの保守事業者からの連絡をもとに、サービスの障害状況確認、不具合事象の分析及び解決支援を速やかに行うこと。

### (2) 対応方法

以下のサポート窓口を提供すること。

#### ① 電話

祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時まで、電話による問合せに対応する窓口を設置すること。

#### ② メール又は問合せフォーム

問合せ専用メールアドレス又は問合せ専用フォームを用意すること。ただし、上記①に記載した時間以外の問合せは翌営業日に一次回答を実施すること。

## 6.4 学習用クラウドサービスの設計、設定及び導入支援

### (1) 設計業務

本市立小学校及び義務教育学校の利用端末及びネットワーク環境を十分に理解した上で、設計作業を行うこと。なお、利用端末及びネットワーク環境の詳細は、受託者にのみ開示する。

### (2) 設定業務

学習用クラウドサービスのテナントの環境構築等の初期設定を行うこと。

### (3) 導入支援業務

学習用クラウドサービスの初期設定（アカウント登録、学習用タブレットへのシートカット作成等）は、本市が別途契約している「那須塩原市G I G Aスクール運営支援センター」の受託者が実施するが、その初期設定に係る導入支援を行うこと。

## 7 セキュリティ対策

受託者は、児童に係るデータを管理するため、個人情報保護及び情報セキュリティについてデータの暗号化をする等必要十分な対策を行うこと。

### (1) 認証規格等の取得要件

- ① 受託者が、ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメント規格)、又はJIS Q 15001(個人情報保護マネジメントシステム規格)を取得していること。
- ② クラウドサービスで利用するサーバが、ISO/IEC27017(クラウドサービスにおける情報セキュリティ規格)又はISO/IEC27018(クラウドサービスにおける個人情報保護規格)を取得した事業者により運用されていること。
- ③ 受託者が、プライバシーマークを取得していること。

### (2) アクセスログ等の記録の提供及び報告

受託者は、本市が求めた場合は、アクセスログやその統計情報を速やかにまとめて提供し本市の利用状況を分析の上、報告すること。

### (3) 権限管理等

アクセス権限のない者がアクセスできないよう制限する機能を有すること。学校を超えたデータ閲覧が生じないように、教員が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該教員が所属する学校に限定するような適切なアクセス制限を行える環境とすること。

### (4) 情報資産の取り扱い

- ① パブリッククラウド上で取り扱う保有個人情報については、児童氏名、学年、組、番号、ユーザID、メールアドレス、ユーザ名、パスワード、学習履歴（学習教材、学習時間、学習進度、問題に対する解答、問題に対する得点、問題に対する誤りの内容）に限定すること。
- ② 受託者は、本業務の遂行に当たり本市の所掌する情報資産の保護（データバックアップを含む）について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び完全性を維持する上で必要な技術的・物理的・人的セキュリティ対策を行うこと。
- ③ 受託者は、適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えい等を防止すること。
- ④ 受託者は、本市が教育内容について報告等を求めた場合は、必要な情報を提供すること。

## 8 その他

- (1) 受託者は個人情報の取扱いに際して、別紙（資料3「個人情報取扱特記事項」）を遵守すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、必要と思われる資料及びデータは本市が所有又は入手できる範囲において提供する。受託者は、本市から提供された資料及びデータを本契約に基づく業務を処理するためにのみ用いるものとし、本市の許可なく複写や複製、外部へ持ち出してもはならない。また、受託者は、業務が終了したとき、本市の求めがあつたとき又は本業務に必要がなくなったときは、本市から提供された資料及びデータを本市に返却すること。

- (3) 受託者は、契約期間満了時には、本市からの依頼に基づき、クラウドサービス上のサーバにあるデータを消去・削除すること。その際完全に消去・削除されていることを確認できる書類か、適切なデータの取扱いを記載している契約書類等を添付すること。
- (4) 本業務の実施に当たり関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務の実施に当たり安全管理に万全を期すこと。災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書及び資料を作成し、本市に報告し、その指示に従うこと。
- (6) その他不明な点がある場合は、本市と事前に協議すること。

## 9 積算範囲

積算範囲は、学習用クラウドサービスの提供及び設定を含めたものであり、以下の条件を基に費用の総額を積算すること。

- (1) 学習用クラウドサービスの提供に係る費用を含めること。
- (2) 学習用クラウドサービスの利用支援（教員研修及び資料提供）に係る費用を含めること。
- (3) 学習用クラウドサービスの問合せ対応（電話及びメール等）に係る費用を含めること。
- (4) 学習用クラウドサービスの設計、設定及び導入支援に係る費用を含めること。ただし、学習用クラウドサービスの初期設定（アカウント登録、学習用タブレットへのシヨートカット作成等）は、本市が別途契約している「那須塩原市G I G Aスクール運営支援センター」の受託者が実施するため、積算には含めないこと。

## 10 契約方法

- (1) 各年度払いとし、使用期間中の各年度当初（令和6年度にあっては9月）に、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。なお、年度ごとの支払額は、契約額を契約期間の月数で除した金額に、年度ごとの使用月数を乗じた額とする。
- (2) 消費税及び地方消費税は、1円未満を切り捨てるものとする。

## 11 担当課

教育部学校教育課